

総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）説明会（令和6年6月26日）で
いただいた御質問及び回答

■ 訪問型サービスA（うみねこヘルパー）について

問 以前は住んでいる地区によっては対応できないと言われたことがありますが、現在はどこの地区でも利用可能でしょうか？

答 対応地域については、ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/koreifukushika/fukushi_kaigo/1/3933.html#teikyotiiki

■ 通所型サービスCについて

問 運動のイメージが大きい。認知症の予防のためのトレーニング内容には最低限の基準が設けられて運営されているのか知りたい。

答 通所型サービスCは当初、「運動機能向上」、「認知症予防事業」、及び「口腔機能向上事業」を実施していましたが、令和5年度から「運動・認知複合型プログラム事業」「口腔機能向上事業」として実施しています。

なお、運動・認知複合型プログラム事業は委託により実施しており、サービス内容に関する基準はありませんが、事業所において認知機能向上に資すると考えられる内容を提供しております。事業所では見学も受け入れておりますので参考になさってください。

■ 介護予防ケアマネジメントについて

問 給付管理対象のサービスと給付管理しないサービスAとサービスC利用する際に、利用票や提供票にAとCは入力しなくてもよいか。

答 介護予防ケアマネジメントにおいては、利用票や提供票の作成は任意です。必要に応じてお使いください。

■ その他

問 他市町村の住所で、八戸市の親族宅等で生活している方は、利用できますか？（階上町に住所があり市内に住んでいる等）。

答 他市町村に住所があり、八戸市内に居所を有する要支援者・事業対象者については、指定事業者によるサービスのみ利用可能です。この場合、予防プランを担当するのは住所地市町村の地域包括支援センターとなります。なお、利用にあたっては事業所の指定手続きが発生することから、事前に御相談ください。